

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県邑智郡川本町

2. 構造改革特別区域の名称

三原の郷どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

島根県邑智郡川本町の区域の一部（三原地区）

4. 構造改革特別区域の特性

（1）三原地区の概要

三原地区（以下、「本地区」という。）は、島根県邑智郡川本町（以下、「本町」という。）の西部に位置し、一級河川江の川から県道32号線を北西に上りきったところにある、総面積16.4km²、標高230メートルの盆地状の準高原地帯である。

島根県の文化財に指定された丸山城跡（戦国時代に本町を治めていた小笠原氏居城）から眺めると、大江高山や三瓶山といった火山群などに囲まれ、江の川の上にぽっかりと現れた天空の郷の様相を呈しており、小笠原氏が石見銀山を睨む要衝の地として、米倉として重視していた風光明媚の地である。

本地区の人口は平成28年12月31日現在で540人となっており、年々減少傾向が続いているが、UIターン者の移住・定住を促すため、平成27年度から定住促進住宅の整備を行っている。

（2）産業の問題点

本地区は、住民の大半を占める兼業農家によりコミュニティが維持されているが、本地区の農業生産の大半が米であり、米づくりの存続は本地区のコミュニティ維持のための死活問題である。

米生産者は、存続のため、営農組織の立ち上げ、販売ルートの多角化、ブランド化の試みなど、様々な工夫を凝らしてきたが、中心となって活動している農業者の年齢が60歳半ばを超えるという現在に至っても、後継者不足という深刻な問題を抱えている。

（3）産業の課題

担い手の確保が課題となっている中、消費者の健康食志向が高まっており、全国的にみても、若い新規就農希望者は、有機農業などの環境保全型農業に大きな関心を寄せている。

本地区としては、有機農業（環境保全型農業）を中心とした生活文化づくりとして「三原の郷づくり」という取り組みが進められている。「三原の郷づくり」では、Slow

Food（滋味健食、医療同源）と Slow Town（支えあい、健康で美しい、歴史溢れるむら）を二本柱として、自然（里山、里川）との共生、都市（消費者、新規就農者）との提携を狙っていく。有機農業の割合は、当初は全体の1～2割を想定している。

また、本地区では、県外から健康食品製造会社の工場立地の動きもあり、本地区のバランスの取れた魅力を高め、維持していくためには、本地区を構成する住民や企業とが連携し、健康な農業や里山を維持し、町内外へも活動をPRしていくことが必須である。

5. 構造改革特別区域計画の意義

意義としては、自ら生産した米でどぶろくを製造・提供することで、都市からの交流人口増加、就農希望者の増加を図ることができること、また、上述の「三原の郷づくり」に関連した、今まで個々に行われてきた本地区住民の下記のような諸活動をネットワーク化し、相互で連携できることにある。

- ・農家民泊経営
- ・有機的栽培のコメ（減農薬・減化学肥料も含む）
- ・有機的栽培のエゴマ、エゴマ油
- ・竹堆肥づくり
- ・農村カフェ（地域で生産した農産物を使用するカフェ）

6. 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画の認定を受けることにより、どぶろくの製造・提供と上記活動との連携・ネットワークの拡大を行い、都市（消費者、新規就農者）との連携を強めることで、交流人口増加や新規就農者の増加などを目指したい。

また、本地区では、3年前より有志約10名で、放置竹林を伐採、チップ化し、米糠、茶殻などを混ぜて発酵・熟成させる竹堆肥づくりを行っている。この竹堆肥は、有機米や特裁米づくり、有機エゴマの生産などに使っており、竹堆肥育ちのエゴマではエゴマブランドの強化、米では新たなブランド化を考えている。この竹堆肥育ちの米はどぶろくの製造にも使用する予定であり、本地区のどぶろくの特色の一つとしたい。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、都市（新規就農者、消費者）との交流・提携を拡大し、本地区の農業の活性化の一助としたい。

【数値目標】

	平成29年度	平成31年度	平成33年度
どぶろく製造者数	2人	3人	4人
交流人口※どぶろく関連	100人	150人	200人
定住人口（U1ターン）	10人	20人	30人
新規就農者数	1人	2人	3人

8. 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）田舎ツーリズムの推進による交流人口及び定住者の増加

島根県では「田舎ツーリズム（田舎体験）」事業を推進しているが、本町の田舎ツーリズム実践者の中にどぶろくの製造を検討している方がいる。田舎体験とどぶろくをあわせることで、より魅力的なコンテンツとなり、交流人口の増加へ繋げていきたい。

また、本町には「かわもと暮らし情報センター」という定住促進を行っているセンターがある。このセンターで定住希望者に対して行っている体験事業「かわもと暮らし体験プログラム」において、どぶろく製造・提供についての見学を実施し、その魅力を発信していきたい。

（2）「三原の郷づくり」連続講座の実施

平成29年度より、毎年1回「三原の郷づくり連続講座」を実施する。本地区の地域活性化・自立化のための試みを公開講座とし、中山間地でのSlow Food、Slow Townを紹介・議論することで、新規就農希望者や定住希望者とのネットワークづくりを行い、地域の担い手確保や・定住者の増加を促したい。

（3）情報発信

本町のHP・SNSでの情報発信や、報道機関、その他関係機関への情報提供を行うと共に、町内外で開催されるイベントでの広報活動を通して誘客促進を行う。

【町内イベント】

- ・ええなあまつりかわもと（夏祭り）
- ・川本町産業祭
- ・きんさい祭り（川本北地区農業収穫祭） 等

【町外イベント】

- ・島根ふるさとフェア（広島市）
- ・輝け11しまね町村フェスティバル（松江市） 等

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民泊、農家レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下、「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の設定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

島根県邑智郡川本町の区域の一部（三原地区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、自ら生産した米又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした濁酒を自己の営業場において提供することを通じて地域活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民泊や農家レストランなどを経営する農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合において、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準（6 kℓ）を適用しないこととなり、酒類製造免許を取得することが可能になる。

このことにより、観光客や定住希望者、新規就農希望者等に農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を提供することが可能となり、交流人口の拡大や定住者増加について期待ができる。

なお、当該特例事業により酒類の製造免許を受けた者も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検

査及び調査の対象とされる。

また、本町は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。